

平成 29 年 6 月 23 日
株式会社トクヤマ

単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

当社は、平成 29 年 4 月 28 日開催の取締役会において、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するよう決議をし、また平成 29 年 6 月 23 日開催の第 153 回定時株主総会及び普通株式にかかる種類株主総会において、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として、普通株式 5 株を 1 株に併合することについて、ご承認を頂きました。

つきましては、本件にかかる Q & A（平成 29 年 4 月 28 日ニュースリリース「単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ」より抜粋）を以下に再掲させていただきましたので、ご参考としていただきますようお願いいたします。

記

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。

当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

A2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q3. 単元株式数変更、株式併合の目的は何ですか。

A3. 全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その期限は平成 30 年 10 月 1 日とされています。当社は、この趣旨を踏まえ、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の投資単位（売買単位あたりの価格）を適切な水準に調整することを目的として、5 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

Q4. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A4.

【所有株式数について】

株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。

【議決権数について】

議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	1,263株	1個	252株	2個	0.6株
例②	1,000株	1個	200株	2個	なし
例③	665株	なし	133株	1個	なし
例④	337株	なし	67株	なし	0.4株
例⑤	4株	なし	なし	なし	0.8株

- 例①、例③、例④では単元未満株式（効力発生後において、例①は52株、例③は33株、例④は67株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用できます。
- 例①、例④、例⑤において発生する端数株式相当分（1株に満たない端数）につきましては、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。この代金は、平成29年11月下旬にお支払いすることを予定しております。
- 例⑤のように効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合は、株式併合により所有する株式がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q5. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わらないため、株式1株当たりの資産価値は5倍になります。株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

Q7. 受け取る配当金額への影響はありますか。

A7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q8. 株主は何か手続きをしなければならないですか。

A8. 特段のお手続きの必要はございません。

Q9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A9. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 23 日	定時株主総会
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数変更及び株式併合の効力発生日
平成 29 年 10 月下旬	株主様へ株式併合割当通知発送
平成 29 年 11 月下旬	端数処分代金の支払開始

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関し、ご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

<平成 29 年 8 月 13 日までの連絡先>

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
電話 0120-232-711 (通話料無料)
受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)

<平成 29 年 8 月 14 日以降の連絡先>

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町 1-1
(郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱 29 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)
受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)

※ 株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関の事務拠点の移転に伴い、平成 29 年 8 月 14 日以降の連絡先は変更となります。

以上